

# 表現の自由と多様性

—「萌えおこし」の検討を通じて—

高村真奈

## 目次

はじめに

### 1. 表現の自由

- 1. 1 法的根拠
- 1. 2 表現規制
  - 1. 2. 1 表現の自由と公共の福祉
  - 1. 2. 2 表現規制の現状と懸念
- 1. 3 「思想の自由市場」理論

### 2. 性差別表現

- 2. 1 性表現と性差別表現の違い
- 2. 2 性差別表現に対する批判
  - 2. 2. 1 性別分業批判
  - 2. 2. 2 らしさ固定批判
  - 2. 2. 3 性的対象物批判
- 2. 3 ガイドラインの分析

### 3. 地方自治体による「萌えおこし」をめぐる対立

- 3. 1 「萌えおこし」とは
- 3. 2 具体的な事例
  - 3. 2. 1 温泉むすめプロジェクト
  - 3. 2. 2 碧志摩メグ
- 3. 3 事例の分析
  - 3. 3. 1 性差別の観点から
  - 3. 3. 2 表現の自由の観点から
  - 3. 3. 3 表現の多様性の観点から

### 4. 表現の自由と多様性の実現に向けて

- 4. 1 「萌えおこし」に必要な変革
  - 4. 1. 1 表現のガイドラインの作成とそれに沿った表現内容の工夫
  - 4. 1. 2 建設的な対話
  - 4. 1. 3 多様性の確保
- 4. 2 表現の自由と多様性の実現に向けて

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

地域おこしの一つに「萌えおこし」と呼ばれる手法がある。名前の通り「萌え」を用いて地域活性を目指す取り組みであり、過去には「ゆるキャン△」や「らき☆すた」といった作品を用いた地域おこしが成功を収めている。その一方、SNS 上では「萌えおこし」をめぐるしばしば炎上が起こっている。「萌えおこし」に含まれる性差別表現を規制すべきだという主張と、表現の自由を侵害してはならないという主張が衝突しているためだ。確かに特定の表現方法を規制することは表現の自由の侵害であるという主張は理解できる。しかしその一方で、話題性や集客力を追求するあまり女性の人権を侵害しかねない「萌えおこし」を地方自治体が打ち出すことには疑問を覚えるし、表現の自由を絶対視することで既存の表現以外の表現への想像力が奪われ、かえって表現の多様性が損なわれているのではないかという懸念をも抱いている。表現の自由とは厳重に守られるべき大切な権利であるが、多様な人々が暮らす社会においては、加えて表現の発展のためには、表現の多様性という観点も同等に重要な考え方なのではないだろうか。

そこで本論文では、表現規制の危険性をふまえた上で、公共の福祉や「思想の自由市場」理論を用いて「萌えおこし」の炎上事例を分析し、表現の自由および表現の多様性とはどうあるべきなのかを検討する。事例を取り上げる際は、ネット記事や当時のツイート内容を参照する。

第1章では、日本国憲法を参照しながら表現の自由と公共の福祉の定義を確認した後、表現規制の事例や「思想の自由市場」理論を取り上げ、表現の自由が無制限に認められるものではないことを示す。第2章では、混同されがちな性表現と性差別表現の違いを整理した後、性差別表現に対する3種類の批判と行政の表現ガイドラインを分析する。第3章では、「萌えおこし」の概要を確認した後、性差別の観点および表現の自由と多様性の観点から実際の炎上事例を分析する。第4章では、第3章の事例の分析をふまえ、それぞれの観点から今後の「萌えおこし」に必要な変革を提案した後、表現の自由と多様性の実現に向けた提言を行う。

## 1. 表現の自由

### 1. 1 法的根拠

表現の自由を論じるにあたって、まずは日本国憲法を参照し、表現の自由の憲法上での保障の程度と範囲を明確にする。日本国憲法において表現の自由について触れている箇所は第二十一条であり、条文は以下の通りである。

第二十一条 集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十一条は、表現の自由が不可侵の権利であり、人々による様々な表現行為を国家すなわち公権力が妨害してはならないことを定めている。また、保障される表現の範囲については、条文内で明示されている「集会・結社・言論・出版」といった、政治的理由で国家から弾圧されやすく、実際に弾圧されてきた歴史を持つ類の表現の保障はもちろんのこと、それら以外のすべての表現行為をも保障の範囲内に含んでいる。よって、憲法によって保障されるべき表現と保障される必要のない表現といった区別は存在しない。

次に、現行憲法と戦前の明治憲法との違いを分析する。明治憲法において表現の自由について触れている箇所は第二十九条であり、条文は以下の通りである。

明治憲法第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

現行憲法と同様、明治憲法においても集会・結社及び言論、出版（著作印行）の自由が保障されている。現行憲法との大きな違いはその表現の自由が「法律ノ範囲内ニ於テ」限定的に保障されているに過ぎないという点である。すなわち、国家が制定した法律次第では人々の表現の自由は国家にとって都合の良い形に容易に制限されてしまう危険性を孕んでいた。実際、戦時下の「新聞紙法」「出版法」「治安維持法」「言論・出版・集会・結社等臨時取締法」といった法律は人々の表現の自由を奪い、政府を批判する言論を取り締まる一方で、人々を戦争に駆り立てるために作家やマスメディアに対しては戦争協力を余儀なくさせた。こうした言論統制の末、作家の小林多喜二は労働運動に影響を与える可能性が高いと判断され、特高警察の取り調べを受けた末に惨殺された（志田 2018:26）。このような戦時中の悲惨な出来事に対する反省をふまえ、現行憲法は表現の自由を厳格に保障し、国家による介入を禁止しているのである。

## 1. 2 表現規制

本節では現在合法的に行われている表現規制について取り上げ、表現の自由が無制限に認められるものではないこと、その一方で表現規制には依然として様々な問題が含まれていることを確認する。

### 1. 2. 1 表現の自由と公共の福祉

まず、表現の自由と公共の福祉との関係について確認する。公共の福祉とは、表現の自由が無制限に認められるものではないという主張の根拠となる考え方であり、かつ表現の自由を合法的に規制することができる「唯一の例外」（植村 2011:92）である。志田（2018）は、公共の福祉について「自分の権利を通すことが他者の権利と衝突したり、他者の権利を侵害することがあることを考え、その場合に国家が裁判によって調整したり法律によって規制したりすることがある、という考え方を表したものである」と述べている（志田 2018:36）。また、公共の福祉については日本国憲法第十二条及び第十三条においても言及が見られる。それぞれの条文は以下の通りである。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

これらの条文は憲法の権利の全体に及ぶため、表現の自由にもこのルールが及ぶ（志田 2018:36）。つまり、表現の自由は濫用してはならず、公共の福祉に反する場合は保障の対象外となる。表現の自由にも限界はあるということである。実際、表現の自由が保障されているからと言って、たとえば差別表現や TP0 をわきまえない表現まで手厚く保護されるべきであるかと問われれば、ためらいなく頷くことのできる人は多くはないだろう。ある場面においてある表現を用いる場合、それが意図的であろうとなかろうと、その表現が時に誰かを傷つける可能性があるということを私たちは容易に想像できる。そのため多くの人は、他者を傷つけかねない表現に関してはある程度の規制をするべきであるということに納得するだろう。ウォーバートン（2015）は言論の自由について以下のように述べている。

自治的な人間が言論の自由を要求するとき、彼らはすべて個人は言いたいことをいつでも、どこでも、何でも言う剝奪不可能な権利を有すると言っているのではない。いかなる人間も好きなように、好きな時に、好きなことについて、好きな人について、好きな人に対して話してよいと彼らは宣言していない。（中略）望むに値する言論の自由の種類とは、あなたの見解を適当な時に適当な場所で表明する自由であり、自分に都合のよい時にいつでも発言する自由ではない。それはまた、どのような見解であれ何でも表明する自由であるべきでもない。そこには限界がある。（ウォーバートン 2015:10）

つまり、表現の自由がいついかなる場合も無制限に認められるものではないことに加え、「自治的な」人々もそのことを認識しているのだということを示している。問題は、その線引きなのだ。表現の自由は公共の福祉に反してまで尊重することはできない。しかし、誰のことも傷つけない表現・不快にしない表現を生み出すのは、不可能に近い試みであるため、公共の福祉を理由に表現を規制するのではきりがなくなってしまう。表現に対する人の感じ方は人それぞれであり、どれだけ配慮した表現を生み出したとしても、思わぬ形で思わぬ人を傷つけてしまうことは避けきれないからだ。

そこで、表現の自由と公共の福祉との兼ね合いを考える際の一つの基準となりうるのが、かつて、ミルが言論の自由の線引きとして挙げた「他者への危害を誘発する時点」である（ウォーバートン 2015:35）。これは、目に見える明確な不利益を被る人が発生する時点と言い換えることができ、非常に分かりやすい基準である。では他者への危害にはどのようなものが含まれるだろうか。当時ミルが想定していた危害の種類は身体的加害に限ったものであった。しかし、ウォーバートン（2015）が言うように「今日の多くの著者たちは、心理的な

危害も身体的危害と同様に人身に被害を及ぼしうることを認めて」（ウォーバートン 2015:35）いる。確かに、SNS 上での匿名の誹謗中傷による自死がたびたび社会問題になっていることを鑑みれば、私たちは表現や言論がもたらす心理的な危害の重大性を十分に理解していると言って間違いない。そのため、今日における他者への危害には身体的及び心理的加害が含まれると考えるのが妥当である。しかし、そうなる目に見えない心理的加害をどのように判断するかという点について再び議論の余地が生まれてしまうため、やはり最終的には後ほど取り上げる「建設的な議論」が重要となるだろう。また、規制の程度がどのようなものであれ、公共の福祉が厳密に定義できない以上、表現規制が言論統制に結びつきかねないという危険は依然として残っている。

### 1. 2. 2 表現規制の現状と懸念

前項で述べた通り、表現の自由は公共の福祉との兼ね合いで制限されることがある。本項においては、まず表現の自由の優越的権利について説明する。その後、実際に行われている表現規制のうちから 5 つの事例を取り上げ、それぞれの表現規制の理由や公共の福祉との兼ね合い、表現規制の問題点を確認する。

表現の自由は、(1) 個人の人格と生存を支えるものとして、(2) 社会を支えるものとして、(3) 弱さを抱えたものとして、他の権利よりも強い保障を受けるべきであると考えられている（志田 2018:27-35）。これを、表現の自由の優越的権利という。そのため、表現の自由を規制する場合には本当にその表現を規制する必要があるのかを厳密に問い、規制する方法についても目的達成のための最小限の規制であるかどうかを厳密に問う必要がある（志田 2018:35）。ただし誤解してはならないが、表現の自由の優越的権利は表現の自由がいかなる時も絶対的に優先されるという意味ではない。公共の福祉など他の権利とのバランスをとる必要が出てきた際には、表現の自由特有の厳しい理論に照らした上で、規制の目的の正しさや必要性を検討するという意味である（志田 2018:35）。高野（1995）によれば、表現の自由の規制の合憲性の審査には 3 種類ある。1 つ目が事前抑制の禁止と明確性の原則を定めた「文面調査」、2 つ目が規制立法の目的が政策的であってはならず、規制目的である社会的害悪が明白かつ現在の危険でなければならないと定めた「目的審査」、3 つ目が立法目的が正当である場合も、規制手段は目的達成のために必要最小限度でなければならないと定めた「手段審査」である（高野 1995:150-151）。表現規制が適切であるかどうかは、これらの 3 つの基準に照らし合わせることで判断する必要がある。

次に、表現規制の実例を 5 点取り上げる。

### わいせつ表現

わいせつ表現は言論表現の自由の範囲に入らず、刑事法によって処罰対象となる表現とみなされているため（白田 2017:24）、刑法 175 条「わいせつ物頒布等罪」による取り締まりが憲法上許容されている。わいせつ表現を取り締まる理由は一般的に 2 つ挙げられる。一つ目は「わいせつ物を見たくない人の性的感情の保護（性感情ないし性的自己決定権の保護）」である（井上 2022:11）。別の言い方をすれば、わいせつ物を見たくないという人の「見ない自由」（井上 2022:11）の尊重である。前項にて、公共の福祉は「自分の権利を通すことが他者の権利と衝突したり、他者の権利を侵害することがある」際に権利を規制する可能性

があることを確認した。わいせつ表現は公共の福祉に照らし合わせた際、わいせつ物を見たくない人の「見ない自由」を侵害するおそれがあるため、刑事規制が許されているのである。わいせつ表現を取り締まる2つ目の理由は、「青少年の保護」である（井上 2022:11）。あえて誤解を恐れずに言うと、青少年がわいせつ表現に触れるのは常識的に望ましくないと考えられているため、規制する必要があるとされている。

### ヘイトスピーチ解消法

ヘイトスピーチとは、「差別表現のうちでも、ある特性を持つ人々に対する憎悪や暴力や社会的排除を内容とする表現のこと」（志田 2018:75）である。ヘイトスピーチは、それを向けられた人々の人格権を侵害する上、対象が特定の個人であった場合には名誉毀損や脅迫罪、犯罪の教唆とみなされることもある（志田 2018:75）。ヘイトスピーチは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」によって規制されている他、川崎市の「ヘイトスピーチ禁止条例」に見られるような刑事罰付きの条例による規制や、法務省のホームページ上でポスター・リーフレット・啓発冊子を掲載する等の啓蒙活動が行われている<sup>1</sup>。表現の自由とヘイトスピーチとの関係について、大阪地方裁判所は「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が表現の自由を制限するものであると認定した上で、その制限は、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限であり、容認されるものであると判断した<sup>2</sup>。つまり、ヘイトスピーチは、日本国憲法第 13 条が定めている「すべて国民は、個人として尊重される。」という条文に反して、ある特定の属性を持つ人々を差別し排除する言動であるため、規制されている。

### ゾーニング

ゾーニングとは、簡単に言えば「棲み分け」のことである。医療現場や不動産業界などでも使用される用語であるが、表現を論じる際には見たくない人の目に入れないために表現物を設置する場所や媒体を限定することを指す。表現の内容を取り締まるものではないものの、流通経路や販売経路を制限するという点で間接的な表現規制の一種と言える。具体的にはコンビニエンスストアでの成人向け雑誌の販売規制がゾーニングである。似た意味を持つ用語である「レーティング」は、作品に触れることのできる対象を年齢等で等級分けした上で限定することを指す。

### 行政の表現ガイドライン

行政が広報を打ち出す際、そこに用いられる表現が世の中にある差別や偏見を助長することを防ぐため、表現に関するガイドラインが制定されている場合がある。こうしたガイドラインは、女性がアイキャッチャーとして利用されがちであることを見直し男女共同参画

---

<sup>1</sup> 法務省「ヘイトスピーチ、許さない。」

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html) (2022/12/07)

<sup>2</sup> 法務省「ヘイトスピーチに関する裁判例」

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00037.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00037.html) (2022/12/07)

社会を目指したり、障害者や性的マイノリティの人々にも配慮した多様な表現の実現を目指していることが多い。たとえば2019年に発行された宝塚市の「男女の表現についていっしょに考えてみませんか～男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン～」では、表現ガイドラインのねらいとして①女性と男性を固定観念に基づいて表現するのではなく、それぞれの多様な生き方に基づいた表現をすること②女性と男性を対等な関係として表現すること③「性」を意識するのではなく、人権、人格を尊重して表現すること、の3点を挙げている<sup>3</sup>。また、このガイドラインは「特定の表現を禁止」することが目的ではないと注記してもいる。行政の表現ガイドラインについては、2章のガイドラインの分析及び3章の「萌えおこし」の分析の際に再度取り上げる。

### 自主規制コード

メディアの送り手自身が自分たちでメディアの社会的責任を自覚し、その倫理向上を図ることと業界としての権益を守り発展を図ることを目的として、その業界内で自主的に定めた綱領や基準（コード）を自主規制コードと言う（湯浅・武田1997:177）。表現の自由と言論の自由が保障されているとはいえ、メディアの公共性と拡散性の高さを考えると、発信する情報の内容にはある程度の規制が設けられることが妥当であると考えられるため、こうした規制がはたらいっている。主な自主規制コードには、日本新聞協会の「新聞倫理綱領」や「新聞広告倫理綱領」、日本書籍出版協会と日本雑誌協会の「出版倫理綱領」、全日本広告連盟の「全日本広告連盟広告綱領」などが挙げられる。自主規制コード自体には規定は存在しないため、各業界の各自主規制コードごとに規約の厳しさや細かさには差が見られる（湯浅・武田1997:177）。

以上5つの事例は程度の差こそあるものの、いずれも公共の福祉の観点から表現規制がかけられていることが分かる。続いてこれらの表現規制の問題点を分析する。

まず、わいせつ表現について、わいせつ表現を取り締まる刑法175条自体が違憲であるとの指摘がある。確かに、「わいせつ物を見たくない人の保護を目的とするならば、表現の時、場所、方法を規制し、わいせつ物を見たくない人の目に触れさせないようにすれば十分」（白田2017:39）であるにもかかわらず、わいせつ表現全てを禁止することは、表現の自由の「優越的権利」と照らし合わせると過剰な表現規制であると言わざるを得ない。また、わいせつ表現かどうかの判断が裁判所の一存で決定されてしまう（井上2022:14）点も、「表現内容の良し悪しの判断は、公権力が行うべきではなく、市民に委ねられるべきである」（井上2022:14）るという原則に反する。更に、青少年保護のためという理由についてもわいせつ表現が青少年の健全な育成に悪影響を与えるという科学的根拠は実のところ存在しておらず（白田2017:177）、「何となく常識的に考えて望ましくない」という印象を根拠として成人がわいせつ表現にアクセスする権利まで奪ってしまうことも違憲であるとの指摘がなさ

---

<sup>3</sup> 宝塚市, 2019, 「男女の表現についていっしょに考えてみませんか～男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン～」

[https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/000/450/guideline.pdf](https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/450/guideline.pdf) (2022/12/07)

れている（井上 2022:11）。

次にヘイトスピーチ規制について、ヘイトスピーチは公共の福祉に反する差別的言動ではあるものの、「好き嫌いの感情は憲法 19 条の『思想良心の自由』で保障されている『内心の自由』に属するもので、法で強制できるものではない」（志田 2018:76）。自らの内心を自由に表現する権利を公権力が制限することについては、たとえそれが「常識的に考えて」悪質な表現であろうと慎重になる必要がある。また、法律の実効性にも疑問が残る。ヘイトスピーチ解消法には罰則規定がなく、自治体が定める条例の大半にも法的拘束力はない。加えて、ヘイトスピーチ解消法によって刑事罰の適用対象となるのはヘイトスピーチを向けられた被害者を特定できる場合に限られる。そのため、ヘイトスピーチが例えば国名や出身地名、民族名といった集団的属性だけに言及するような表現の場合は、裁判における救済は難しいのが現状である（志田 2018:74）。

次にゾーニングについて、何をゾーニング対象とするのかという基準が公権力によって規定された場合、流通経路や販売経路にとどまらず表現の内容自体への規制に発展したり表現の幅が狭まったりする恐れがあると考えられる。たとえば東京都の「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の第 3 章第 8 条では「不健全な図書類等の指定」、第 9 条では「指定図書類の販売等の制限」が定められている。条例にもとづき「青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」と認定された図書類や映画等は、青少年が閲覧できない形で包装し、陳列場所を他の図書と明確に区別せねばならなくなる、つまりはゾーニングが義務付けられる。この条例には「著書類を販売しようとする者の表現の自由や職業の自由を規制する」（松井 2014:303）、「刑法 175 条のわいせつ表現規制よりも広範かつ曖昧である」（松井 2014:305）、「『青少年の保護』という名目のもとで、一般国民の表現の自由が過度に侵害される事態が生じる可能性もある」（松井 2014:309）という批判や、「全国に販売・頒布されるほぼ 9 割の出版物が作成される場所柄、これに対する規制いかんによっては出版界にとって死活問題になりうる」（松井 2014:299）といった指摘がなされている。このように、公権力がゾーニング対象を規定した際の表現の自由への影響は大きく、過剰な表現規制となる恐れがある。

続いて行政の表現ガイドラインについて、あくまで自治体による自治体のための表現ガイドラインであるとはいえ、公権力が表現の在り方ある程度規定している、あるいは規定していると捉えられかねないことに変わりはない。戦時中の国家による表現統制の歴史を鑑みれば、これらのガイドラインが濫用され、規制する必要のない表現にまで拡大解釈された結果、市民の表現の自由を再び侵害してしまう恐れが無いとは言えない。また、ガイドラインからはみ出すことを恐れるあまり、表現に対して過度な自主規制がはたらいた結果、表現の多様性が失われてしまう恐れもある。

最後に自主規制コードについて、規制の実効性と、規制が表現の幅を狭める危険性の 2 つが問題点として挙げられる。1 点目について、自主規制コードはあくまで法的拘束力のない努力義務であり、違反したところで罰則はない。また、民間団体が定めているのでどうしても利益重視の内容になりがちである（湯浅・武田 1997:203）。そのため、人権の尊重や反差別といった観点まで踏み込めていない場合も多く、形式的な規則にとどまってしまっていることが多い。2 点目について、「自主規制そのものが形を変えた検閲の一形態であるという指摘」（湯浅・武田 1997:203）がなされている。諸橋（1997）は「自主規制しているとい

うエクスキューズは、政府による保護策とバーターできる」と述べ、かつての英国で見られた、政府から独占的商売を行うお墨付き（特許）を得た書籍商組合が政府の意向に沿った出先機関のようになってしまった事例を示している（湯浅・武田 1997:203）。つまり、政府による優遇を受けるために人々が政府に都合の良い自主規制を行うようになることで、結果としてそれが自己検閲にまでつながってしまう恐れがあるのだ。

### 1. 3 「思想の自由市場」理論

前節では表現規制には公共の福祉にもとづく正当性と理由がある一方で、表現の自由をおびやかしかねない様々な問題も含んでいることを確認した。ここで、表現の自由と公共の福祉とのバランスを調整する上で重要となるのが「思想の自由市場」理論である。「思想の自由市場」理論とは、20世紀初頭のアメリカで主張され始めた理論（曾我部 2022:39）で、表現内容についての判断を国家ではなく市民に任せ、活発で自主的な議論を経ることで誤った表現は淘汰されていき、より良い表現が残るという考え方である。「思想の自由市場」理論が成立するためには、(1) 市場に流通する情報量は多ければ多い方がよく、(2) そのためには国家の介入は少ないほどよく、(3) 情報の受け手は自律性を有し、情報の選別・判断能力を備えていることの3つの前提が必要となる（曾我部 2022:39）。「思想の自由市場」理論をふまえると、たとえば現状、わいせつ表現が裁判所の一存で定義づけられ、刑法によって全面的に禁止されていることは、市民が表現について議論し判断する機会を奪ってしまっている点で、思想の自由市場が機能していない状態であると言える。繰り返しになるが、公権力が表現について規定することは、それがどの程度のものであれ言論統制に結びつく危険性を含む。こうした危険を回避するためには、事前抑制の原則禁止や検閲の禁止、そして「思想の自由市場」理論が示すように、たとえ公共の福祉に反するような表現であっても、その判断は市民にゆだねられるべきなのだ。

ただし、「思想の自由市場」理論があらゆる表現を無制限に認めるわけではないということも同時に押さえておく必要がある。市民間での議論の末に消えてゆく表現は当然存在し、それは思想の自由市場が正常に機能していることの証拠である。よって、特定の表現が消えることはその表現あるいは表現の自由自体を脅かす行為ではない。思想の自由市場が機能するためには活発な議論が必要不可欠であるため、ある表現を批判する意見はその表現を擁護する意見と同等に尊重されねばならないのである。そのため、ある表現に対して公共の福祉に反するのではないかという批判が市民の間から生まれた場合、その批判を表現の自由を侵害するものとして排除しようとするのは、「思想の自由市場」理論が重視する市民間での自由な議論を妨げてしまうことに他ならない。

しかし、近年はこういった批判に批判を重ね、意見の異なる人に対する誹謗中傷にまで発展する事例が多発しているように思われる。SNS や AI 技術の発展に伴い、現代人は各々カスタマイズされた、悪く言えば限定的な情報や主張にばかり触れるようになった。その結果、自分と異なる意見を持つ人々との対話や相互理解が難しくなっているのだ。これについて曾我部（2022）は「選択的接触が強まる結果、自らのバイアスを強化するような情報にばかり接することになり、集団極化現象が生じるおそれ」を指摘している（曾我部 2022:41）。つまり、先ほど述べた「思想の自由市場」理論の前提のうち、近年は (1) と (3) が失われ

つつあるのだ。3章にて詳しく取り上げる「萌えおこし」をめぐる対立も、「オタク」と「フェミニスト」という極端かつ雑な対立構造が出来上がってしまい、両者での建設的な議論が困難になった結果生じたものだと考えられる。「思想の自由市場」理論にもとづき、意見の異なる集団からの批判であってもまずは真正面から受け止め、どうしたらより良い表現を生み出すことが出来るのかという建設的な議論を交わすことが必要である。

もっとも、「思想の自由市場」理論にも様々な批判がなされていることは無視できない事実である。代表的な批判としてここでは2点取り上げる。1点目は、「思想の自由市場」における構成員の平等をめぐる問題である（山口1993:151）。既に確認した通り、理論の前提(3)において情報の受け手は自律性を有していることが想定されている。しかし、現実の社会においては各構成員が平等に自律性を有し、それぞれの持つ属性にかかわらず自由に自分の意見を述べる事が出来るわけではない。そこには言論の自由をよりよく行使することのできる強者と、それによって傷つけられる弱者が存在している（山口1993:151）。

2点目の批判は、「公的領域と私的領域の区別」（山口1993:151）である。表現の自由と規制を語る際、「一方に一般の自由な社会、他方にその自由を脅かす政府」（山口1993:151）を想定し、政府がこの境界線を超えて表現を規制することが問題視されるのが一般的である。しかし、現実には規制以前の自由な社会というものは存在せず、政府は既に様々なルールを通じて社会を「規制」している。さらに、この「規制」は弱者に不利に機能しているため、表現について判断する基準自体がはじめから中立ではないのである。これら2つの批判をふまえると、表現の中にはかつては問題とされていなかったものであっても、弱い立場に置かれていた人々が社会で声を上げることができるようになったことで問題視され、批判がなされるようになる表現があることも大いに考えられる。実際は社会的弱者の権利の侵害の上に表現の自由が成り立っていたことを考えると、現状が表現の自由が保障された理想の状態であるという認識は改める必要があるだろう。

## 2. 性差別表現

### 2. 1 性表現と性差別表現の違い

本章では表現の中でも特に性差別表現について取り上げる。まず、混同されがちな性表現と性差別表現の違いを整理する。性表現とは、1章でも取り上げたわいせつ表現のことを指す。わいせつ表現を刑法で取り締まることについては様々な問題点があるものの、現状わいせつ表現は表現の自由の保障の範囲に含まれないため、ある表現がわいせつであると認められた場合にはその表現は良くも悪くも議論の余地なく公共の福祉のために規制されることとなる。一方の性差別表現とは文字通り性差別的な表現を指すが、ここで重要なのは表現が性的であるかどうか、俗な言い方をすればエロいかどうかは性差別的表現かどうかの基準にならないことである。もちろん、性表現は同時に性差別表現である場合が多いが、逆に一見問題のない表現であっても文脈次第では性差別表現になる場合がある。この点がなかなか理解しにくいいため、ある表現に対して「性差別的である」との批判が出た際に性差別表

現を性表現と取り違えることで、「この表現のどこがエロいのか」「そういう目で見るとの思考が歪んでいるのだ」といった的外れな反論が生まれてしまうのである<sup>4</sup>。

また、性差別表現はわいせつ表現とは異なり、表現の自由によって守られる対象に含まれる。1章で取り上げたヘイトスピーチ規制の事例と同様、性差別表現によって何らかの不利益を被る被害者が特定できない以上、表現規制の際の「目的審査」が定める「明白かつ現在の危険」にはあたらないため、刑法によっても取り締まることは難しい。

さらに、性表現と性差別表現は判断の視点がどこにあるのかという点でも大きく異なる。性表現とは、「男性の性欲を喚起するかどうかということをもぐって法の専門家がすべて男性だった頃につくり出されて今日に至っている法的規制のための基準」(天野ほか 2009:104)である。そのため、性表現すなわちわいせつ表現は男性の性欲を喚起するものとして女性が性的に描かれることが多いにもかかわらず、それを規制する際に当事者である女性の視点や意見は含まれていないのである。一方、性差別表現は女性の人権の視角から提起されたもので、「女性を『トータルな人間存在としてこの世界に生きる者』として明確に把握しようとしているかどうか、という人格の尊厳のとらえ方をめぐる表現者の内的自己規律に対する、女性からの新たな問いかけ」(天野ほか 2009:104)である。そのため、当事者である女性が、その表現を性差別と感じるかどうかという女性の主体的な感覚が重視される。以上が性表現と性差別表現の違いである。

これらの違いをふまえ、わいせつ表現であるとして取り締まりの対象となっているポルノグラフィを例に挙げ、性差別表現の基準から考えてみる。するとポルノグラフィは、女性の人権を奪い、性的対象物としてのみ取り扱うことで現実に存在する女性差別を助長しかねないため、批判されるべきだと捉え直すことが出来る。道徳的に望ましくない、社会の風紀を乱す、あるいは男性の性欲を喚起してしまうから、といった理由による規制には、女性の人権や主体性という重要な観点が欠けてしまっているのである。ポルノグラフィの他にも、女性の視点から再考する必要がある表現は多く存在しているだろう。本論文で取り上げる萌えおこしも、そういった表現の一つなのではないだろうか。

## 2. 2 性差別表現に対する批判

性差別表現に対する批判は大きく「性別分業批判」「らしさ固定批判」「性的対象物批判」の3種類に分類することができる(天野ほか 2009:104)。この分類は、元々は加藤春恵子(1992)がテレビ業界における表現に対して用いたものである(天野ほか 2009:104)が、テレビの表現に限らず広くメディアにおける性差別表現にあてはめることができる分類であったため、ここで取り上げることにした。本節では、それぞれの批判について具体的な事例を紹介しながら確認する。

---

<sup>4</sup>住本麻子・カネコアキラ. “住本麻子、カネコアキラ “法律とアートの両面から読み解く、表現の自由/志田陽子×山本浩貴”. WEZZY. 2020/03/20. <https://wezz-y.com/archives/74051>, (2022/12/07)

## 2. 2. 1 性別分業批判

性別分業批判とは、性別によって特定の役割や職業を担うことが一般的である、あるいはそうでないかのように決めつけてしまうような風潮に対する批判である。加藤（1992）は性別分業批判について「女性を『職業をもたないで家事育児に専念するのがあたり前』あるいは『職業上副次的な位置にいてあたり前』のものとして描き、あるいは、男性を『家事育児をしなくてあたり前』の存在として描くことにより、性別役割分業に関する固定的な型を学習させ、思いこみを強化してしまうことに対する批判である」（天野ほか 2009：104-105）と定義している。女性が行うことが一般的であるとして描かれることの多い役割や職業には、たとえば家事育児介護を含む主婦業、看護師、客室乗務員、秘書、パートアルバイトなどが挙げられる。一方、男性が行うことが一般的であるとして描かれることの多い役割や職業には、社長、医師、博士、消防士、土木作業員などが挙げられる<sup>5</sup>。街中の広告やCM、果ては学校の教科書まで、こういった性別分業的なイラストを見る機会は日常生活に非常に多く存在しており、無意識のうちに性別分業的な価値観が私たちの中に刷り込まれている。その結果、現実既に存在している性差別が強化されてしまうのである。加えて、女なのだから、あるいは男なのだから、〇〇をするべきだ、あるいはするべきでない、といった世間の圧力が強化されると、個人の能力を十分に発揮する可能性が狭められてしまう恐れもある。

実際に表現に対して性別分業批判がなされた事例として、2021年12月に放送された大手家具メーカーIKEA JAPANのCM<sup>6</sup>が挙げられる。このCMはIKEAの商品のトレイテーブルを用いることで、飲食物を家の中のどこへでも自由に運べるようになり、快適な生活を送ることができるようになった家族の姿を描いていた。主に批判が集まったのは、ソファに座る夫と子どもに対して妻がトレイテーブルを用いてひざまずきながらお菓子やドリンクを渡していた点と、その後妻が一度もソファに座らずにCMが終了した点である。この2点について瀬地山は「女性が家事をするという性別役割分業の追認が強く感じられる」と指摘している<sup>7</sup>。企業がCMで伝えたい情報はトレイの便利さであるはずなのに、わざわざ女性が家事をし、家族に奉仕をしている描写を入れるのは、CMの作り手側の性別分業意識の表れであり、かつ性別分業は当然であるということの発信にも繋がってしまっているのである。

一方でこのCMには何の問題も無いと言った声もSNS上で見られた。確かにこのCMは「一般的」な家族像を描いており、それぞれのシーンもほんの数秒に過ぎないことを考慮すれば、わざわざ目くじらを立てる必要は無いのかもしれない。しかし、数秒のシーンにさえ性別分業が垣間見えるところにこそ性別分業の根深さがあるのではないだろうか。無意識のうちに現実に存在する性別分業を強化するような描き方をしてしまうのであれば、あえて意識

<sup>5</sup> 注3に同じ

<sup>6</sup> 佐藤雄. “女性が召使に見える…IKEAのCMが物議。イケア・ジャパンの見解は？”. HUFFPOST. 2022/01/07. [https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_61d5650be4b0c7d8b8a9e44b](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_61d5650be4b0c7d8b8a9e44b), (2022/12/07)

<sup>7</sup> 瀬地山角. “胸が大きいだけの萌えキャラ」がセクハラ認定された本当の理由”. PRESIDENT Online. 2020/07/27. <https://president.jp/articles/-/37182?page=2>, (2022/12/07)

的に従来の性別分業的な価値観を覆すような描き方をすることで、現状に対する問題提起と人々への気づきを促すことが求められるだろう。

### 2. 2. 2 らしき固定批判

らしき固定批判とは、人それぞれの性格や言動、好みや趣味などを特定の性別と結び付け、女らしい、あるいは男らしいと形容することでジェンダーステレオタイプを固定してしまうことに対する批判である。加藤(1992)は女らしさと結び付けられやすい特徴として自己主張のなさ、従順さ、扱いやすさを挙げる一方で、男らしさと結び付けられやすい特徴として支配的・一方的な態度をとることを挙げている(天野ほか 2009:106)。これらの分類から分かるように、らしき固定は必然的に女性を男性に従属的な存在として位置付けることになってしまう。そのため、ジェンダーステレオタイプは従来 of 男女間における「上下関係を『自然』なものと思いきませてこうした関係を支えてしまう」(天野ほか 2009:106) 恐れがあるのだ。

らしき固定批判がなされた事例としては、ニュース番組における女性キャスターと男性キャスターの関係性が挙げられており、それぞれの控えめすぎる態度と指図がましい態度などが批判されている(天野ほか 2009:106)。また、女らしさと結び付けられやすい好みや趣味としてはかわいらしいもの、ピンク色、料理、裁縫、おままごと、人形遊び、メイク、恋愛などが挙げられる一方、男らしさはカッコいいもの、赤色や青色、スポーツ、格闘技、自動車、仕事などと結び付けられることが多い。このうち料理や裁縫には性別役割分業との関連も見受けられ、幼い頃から〇〇らしさを周囲の大人や世間から刷り込まれることが、性別役割分業的な価値観を内面化していく一助になっている可能性も非常に高いと言える。

### 2. 2. 3 性的対象物批判

性的対象物批判とは、「女性をもっぱら男性の性的欲求の対象物として」(天野ほか 2009:106) 描くことで、女性の性的側面以外のあらゆる人間的な要素及び人格が無視され、人間としての主体性が奪われてしまうことに対する批判である。性的対象物は、本来対等であるべき男性と女性の間を『見る—見られる』『選ぶ—選ばれる』『獲得し—獲得される』『所有し—所有される』『買い—買われる』(天野ほか 2009:106-7) といった一方的な関係に固定し、既に社会に存在している性差別を助長する役割を果たしてしまうのである(天野ほか 2009:107)。また、前節で性表現は同時に性差別表現である場合が多いと述べたが、性表現とされるものは性差別批判の中でもこの性的対象物批判を受ける場合が多いと考えられる。性的対象物批判は3種類の批判の中で最も拒否反応が強く(天野ほか 2009:104)、「一部のもてないこわいオバサンのたわごと」としてしりぞけられたり(天野ほか 2009:107)、白けた反応が返ってきたりすることも多い。表現の性質上、性的対象物批判がなされることの多い「萌えおこし」に対する批判についても、まともに受け止められるどころか「ツイフェミ」<sup>8</sup>の妄言であるとして激しい誹謗中傷を受けるケースが見受けられる。具体的な事例については、3章にて萌えおこしの炎上事例を詳しく分析するためここでは割愛する。

---

<sup>8</sup> Twitter上のフェミニストやフェミニズム的な発言をするユーザーを揶揄する際の呼称

## 2. 3 ガイドラインの分析

最後に、性差別表現に対する 3 種類の批判が行政のガイドラインではどのように説明されているのかを分析する。分析には 1 章にて取り上げた「男女の表現についていっしょに考えてみませんか～男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン～」(以降ガイドライン)を用いる。ガイドラインでは 3 章「具体的な着目点」で多様性の観点から問題のあるイラストを提示し、それぞれの表現に疑問を投げかけた上で、望ましいイラストの例を提案するという形を取っている。

まず「(1) 性別で役割を決めつけていませんか? (性別役割意識にとらわれていませんか)」では、性別分業批判が取り上げられている。「よく見かける表現例」として「家で家事をするのは女性、外で働くのは男性」「会議を取り仕切り発言しているのは男性、女性は補助的な存在」<sup>9</sup>という性別役割分業を表したイラストが提示されている。それに対し望ましい表現として提案されているイラストでは、それぞれ「男性が料理をし、女性と子どもが食卓の準備をする」「女性が会議を取り仕切り、会議には老若男女問わず参加している」という構図に変化している。

次に「(2) 性別でパターン化していませんか?」「(3) 性別で優劣をつけて表現していませんか?」では、らしさ固定批判が取り上げられている。「女性の服は赤やピンク、男性の服は青や黒」<sup>10</sup>、「上司など指導的な立場は男性、補佐的な立場は女性」<sup>11</sup>というらしさ固定的な要素の含まれたイラストが、それぞれ「属性にかかわらず多様な色やスタイルの服装を着る人々」「女性の上司と男性の部下」という構図に変化している。

最後に「(4) 人目を引くためだけに、女性を使っていますか?」では、性的対象物批判が取り上げられている。よく見かける表現例として「若い女性の水着姿など女性の性的側面を強調して使用する」「伝えたい内容と無関係に、タレントなど著名人の写真等を安易に使用する」<sup>12</sup>が挙げられている。具体的なイラストとして、若い女性が手を振りながら笑いかける構図の警察官募集のポスターと、恐らくアイドルだと思われる女性がポーズを取っている構図の火災予防の啓蒙ポスターが提示されており、改善案ではこれらの女性のイラストがなくなり、男女の警察官が敬礼しているイラストと、モンスター化した大きな炎のイラストにそれぞれ変更されている。

以上より、ガイドラインは性差別表現の取り扱いについて具体的なイラストを用いて、分かりやすく説明している。ここで指摘したいのは、ガイドラインは従来であれば「家事といえば女性」「上司といえば男性」というように検討の余地なく一通りに限定されていた表現に疑問を投げかけることで、表現の幅を狭めるどころかむしろ表現の可能性や多様性を広げているのではないか、ということである。ガイドラインは、本当にこの表現をこの文脈で用いる必要はあるのか、と一度立ち止まって考える余地を与えているのである。この余地にこそ表現の多様性は存在する。そして、こうした再考の余地のない性差別的な要素を含むイ

---

<sup>9</sup> 注 3 に同じ

<sup>10</sup> 同上

<sup>11</sup> 同上

<sup>12</sup> 同上

ラストというのは恐らくほとんど存在しないと考えられる。極端に言えば、ガイドラインに掲載されているような性差別的なイラストが、本当に「女性が家事をし、男性が仕事をしている」場面や「会議をしている男性にお茶を運ぶ女性」の様子を表現したいのであれば、ステレオタイプかつ性差別的であっても意図に沿った的確なイラストとなるわけである。

もちろん、わざわざ性差別的な表現をするという意図自体に問題がある可能性は高いため、それを一旦脇に置いた上での話ではある。しかし、そうした意図すらなく単に「家族の団らん」や「会社の会議」といった大まかなテーマさえ表現できればいいのであれば、わざわざ性差別的な要素を入れ込む必要は無いはずだ。よって、ここに性差別的な要素の代替案を考える余地が生じるのである。伝えたいテーマ以外の要素かつ代替可能である性差別的な表現は、表現の可能性および表現の多様性の観点から再考することが可能であり、またそうする必要はある。ましてそれが多様な人々の共生社会を目指すべき公共機関の発行するものであればなおさらである。性差別的な要素は表現の中心要素ではない分、表現の工夫にかかる労力も少ないはずだ。行政主導で行われる「萌えおこし」も、当然性差別的な発信を意図しているわけではないため、ガイドラインを活用することで表現を工夫することは可能だろう。

### 3. 地方自治体による「萌えおこし」をめぐる対立

本章では「萌えおこし」をめぐる炎上事例を分析することで、「萌えおこし」の問題点と改善案を提示する。

#### 3. 1 「萌えおこし」とは

##### 定義

まず、「萌えおこし」の定義について確認する。萌えおこしとは、「萌え」と「地域おこし」を融合した造語であり、文字通り「萌え」を利用した地域おこしを指す。また、「萌え」とは「特定の対象を好ましく思い感情的に傾倒した状態を指」（井手口 2009:57）し、男性向けのアニメ・マンガ・ゲームの女性キャラクターや、実在の女性アイドルが対象である場合に使用されることの多い用語である。特に「萌え」を誘発することを目的に生み出されたキャラクターは「萌えキャラ」と呼ばれることもある。萌えはもともとは「オタク」と呼ばれる人々の間で広まったスラング（井手口 2009:57）であり、萌えとオタクはセットで考えられがちであった。しかし、近年ではより幅広い対象への感情的傾倒にも使用されるようになっていく。また、浜銀総合研究所の試算によれば、2003年時点での萌えの市場規模は888億円で（井手口 2009:58）、コンテンツや萌えの対象が拡大した現在の市場規模はさらに拡大していると考えられる。こうした「萌え」や「萌えキャラ」の経済効果に目を付けた地方自治体が、次々に萌えおこしを企画しているのである。

## 経済効果

萌えおこし全体の経済効果のデータは確認することが出来なかったため、ここでは萌えおこしの中でも成功例として名高い埼玉県北葛飾郡鷺宮町のアニメ『らき☆すた』の経済効果について取り上げる。2017年の株式会社日本投資銀行の試算によれば、作品のテレビ放映以来10年間での経済波及効果は約31億円、消費等最終需要により誘発された雇用者数は約316名、作品の聖地である寺社参詣者数は2011年から2017年までの7年間で合計238万人との結果となった。来訪者数や一人当たりの消費単価等を控えめに見積もっている点や、各種コラボイベントの実施に伴う経費支出については試算に加えられていない点を考慮すれば、実際の経済波及効果は前述の数値を上回ると想定される<sup>13</sup>。従来の地域振興と比較した際、萌えおこしの経済効果において特徴的なのは「オタク的消費」（井手口 2009:65）である。オタクはコンテンツをストーリーやクリエイター、サウンド、キャラクターなど様々な要素に分解して受け止め、各要素の組み合わせが新鮮であれば瞬く間にインターネット上のコミュニティ内で共有する（井手口 2009:65）。加えて、インターネット上でそのコンテンツの盛り上がっていることを知ったオタクたちは、自らもその盛り上がりの中に参加するためにコンテンツを購入する（井手口 2009:65）ことで、急激な速度で更に消費が拡大していくのである。その際、「コンテンツが特定の地域と結びついていれば、その影響によって聖地巡礼の加速や地域限定グッズの人気沸騰が誘発されることもある」（井手口 2009:66）ため、萌えおこしは短期的に大きな経済効果が期待できると考えられる。

## 開始時期

萌えおこしが開始されたのは、コンテンツツーリズムが活発化した2000年代からである。コンテンツツーリズムとは旅人主導が特徴の次世代ツーリズムの一環で、アニメや映画、小説等のコンテンツの舞台となった土地を実際に訪れる観光のことを指す。作品のファンはいわゆる「聖地巡礼」<sup>14</sup>を行ったり作品のグッズやイベントに触れたりすることで、より深くその作品を楽しむことができる。ファンを受け入れる側である地元もコンテンツとのコラボ商品の開発やコラボイベントの開催を通して、特産品や観光名所といった地元そのものにも興味を持ってもらうことで、地域の活性化と経済効果を期待することができる。このように、萌えおこしはファンと地元の双方にとってメリットのある観光形態であると言える。

## 萌えおこしの種類

萌えおこしは大きく2種類に分けることが出来る。1つ目は既存のコンテンツを用いるも

---

<sup>13</sup> 株式会社日本政策投資銀行, 2017, 「コンテンツと地域活性化～日本アニメ100年、聖地巡礼を中心に～」

[https://www.dbj.jp/topics/investigate/2017/html/20170525\\_108145.html](https://www.dbj.jp/topics/investigate/2017/html/20170525_108145.html)

(2022/12/07)

<sup>14</sup> 聖地巡礼：ドラマ・映画・漫画・アニメ・小説などの舞台や、著名人と縁のある場所、ファンにとって思い入れのある場所を聖地として巡ること（“聖地巡礼とは？アニメの聖地巡礼有名スポット12選も併せてご紹介！” . eeo Media. 2022/08/23.

<https://eeo.today/media/2022/01/13/24131/>, (2022/12/07) より引用

ので、もう1つは自治体が地域おこしのために新しく萌えキャラを作るものである。井手口(2009)は前者を「メディア主導型」、後者を「地域主導型」と呼称している(井手口 2009:60)。「メディア主導型」の場合は萌えおこしを行う以前から既に多くのファンが存在するため町おこしが成功しやすく、どの程度の経済効果が見込めるかも想定しやすいと考えられる。また、新たなキャラクターを生み出し、運用するといった手間もかからない。ただし、人気コンテンツであればあるほど既存ファンを尊重し、作品の世界観を壊さないための繊細な配慮も必要となる。成功例としては先程も取り上げた埼玉県北葛飾郡鷺宮町のアニメ『らき☆すた』(井手口 2009:62)や山梨県峡南地域5町(市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町)のアニメ『ゆるキャン△』<sup>15</sup>が挙げられる。一方の「地域主導型」では自治体がキャラクターを自由に運用することが可能である。しかし、数あるコンテンツの中でそれなりの経済効果が見込めるほどの人気コンテンツを、経験やノウハウのない自治体が生み出すのは至難の業である。成功例としては茨城県下妻市の「シモンちゃん」<sup>16</sup>や佐賀県佐賀市の「まほろちゃん」<sup>17</sup>が挙げられる。(井手口 2009:64)

#### ターゲット層とキャラクターの特徴

萌えおこしのターゲット層は、同じくキャラクターを用いた地域おこしである「ゆるキャラ」と比較すると年齢層が高く、かつアニメやマンガを好むいわゆるオタクの男性に絞られていることが多いように思われる。その理由としては、先に述べた通り萌えとオタクがセットで考えられがちであったことや、日本における男女間賃金格差に基づく経済力の違いなどが推測される。また、万人受けするキャラクターとして世間に浸透し、既に市場が確立されていたゆるキャラとは一線を画し、ターゲット層を絞って新たな市場を開拓するという意図があった可能性も考えられるだろう。井手口(2009)はゆるキャラについて、蓄積された技術も時間的余裕もない地域振興を図る主体の多くが、親しみやすさのみに重点を置いて作り上げたオリジナルキャラクターであると指摘する。また、この親しみやすさのためにキャラクターを見る人に違和感を抱かせることは無いものの、熱狂の対象にはなりにくいと分析している(井手口 2009:66)。この分析を踏まえると、ゆるキャラは万人受けする一方で熱狂的なファンはつきにくく、逆に萌えおこしに用いられるキャラクターはその隙について親しみやすさ以上に熱狂的なファンの獲得を目指して制作されると考えられる。詳しくは後ほど述べるが、その結果として萌えおこしのキャラクターは万人受けしない外見や特徴を有していることがあり、特定の属性を持つ人々を不快にさせる可能性をも有して

---

<sup>15</sup> “アニメ×町おこし。聖地巡礼や観光誘致に繋がる取り組みとは?” .自治体・公共Week. 2021/09/13. <https://www.publicweek.jp/ja-jp/jichitimes/article/anime210913.html>, (2022/12/07)

<sup>16</sup> “下妻市イメージキャラクター「シモンちゃん」とは?” .下妻市. <https://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page000589.html>, (2022/12/10)

<sup>17</sup> 現在は活動を終了しているキャラクター。公式サイト等も存在しないため、ここでは国立国会図書館のWARPによって保存された過去の行政の公式サイトを掲載する。

佐賀県大和市役場ホームページ

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260568/www.saganet.ne.jp/yamato/main/main.html>, (2022/12/10)

いると考えられる。

### 3. 2 具体的な事例

本節では、萌えおこしをめぐる事例を2つ取り上げ、それぞれの萌えおこしの概要と炎上の背景を整理する。

#### 3. 2. 1 温泉むすめプロジェクト

温泉むすめプロジェクト(以下温泉むすめ)とは、株式会社エンバウンド(東京都渋谷区)が2016年より運営を開始した、「アニメや漫画、キャラクターや声優などのIP(IP: Intellectual Property)を通じて、日本全国の温泉地や地方都市の魅力を国内外に発信するために作られた『地域活性化プロジェクト』」である<sup>18</sup>。キャラクターは全国各地の温泉地をモチーフとしており、人間の女の子と変わらない容姿を持ちながら、自らの温泉地を訪れる人に癒しや笑顔を与えるための術を学んでいる架空の神様と設定されている<sup>19</sup>。運営会社のエンバウンドは2017年に内閣府からクールジャパン企業に選ばれ、キャラクターたちは17の国と地域の観光大使および温泉大使に任命されている<sup>20</sup>。また、2020年には観光庁が推進する訪日誘客キャンペーン「Your Japan 2020」に選出された<sup>21</sup>。温泉むすめは「各省庁や自治体、各企業、温泉地や各店舗から、国費や補助金、協賛金などの費用を一切いただいて」<sup>22</sup>おらず、温泉地がキャラクターとコラボする際にかかるIP利用の費用をすべて無償で提供するなど、全国の観光地に活気を取り戻すことを第一の目標に掲げたボランティアに近い形での運営がなされている<sup>23</sup>。温泉むすめが炎上したきっかけは、一般社団法人Colabo代表の仁藤夢乃氏による以下のツイートである。

出張先で『温泉むすめ』のパネルを見て、なんでこんなものを置いているのと思って調べたらひどい。スカートめくりキャラ、夜這いを期待、肉感がありセクシー、ワインを飲む中学生、『癒しの看護』キャラ、セクシーな『大人の女性』に憧れる中学生など。性差別で性搾取<sup>24</sup>(仁藤夢乃. 2021/11/15)

この投稿を機に、Twitter上では「いつもスカートめくりをしちゃうイタズラなむすめ」「全温泉むすめのスリーサイズを覚えている」「『今日こそは夜這いがあるかも』とドキドキ

---

<sup>18</sup> 温泉むすめ公式サイト <https://onsen-musume.jp/news/3711> (2022/12/07)

<sup>19</sup> 同上

<sup>20</sup> 同上

<sup>21</sup> “輪花&楓花姉妹に会いに行こう！有馬温泉で「温泉むすめ」スポット巡り”. 楽天トラベル. 2022/06/22. <https://travel.rakuten.co.jp/mytrip/howto/arima-onsenmusume-guide>, (2022/12/07)

<sup>22</sup> 注18に同じ

<sup>23</sup> 同上

<sup>24</sup> 仁藤夢乃氏の2021/11/15/10:41のツイート

[https://twitter.com/colabo\\_yumeno/status/1460060377379602434?s=20&t=67P-wPHv2uOmw812myamFg](https://twitter.com/colabo_yumeno/status/1460060377379602434?s=20&t=67P-wPHv2uOmw812myamFg) (2022/12/07)

してしまい、いつも寝不足気味」「肉感もありセクシー」といった温泉むすめのキャラクターの紹介文に疑問の声や批判が寄せられるようになった<sup>25</sup>。仁藤氏は翌日以降にキャラクターの容姿に関しても「肌の露出やはだけた制服、頬の赤らみ、胸の膨らみ、スカートに陰部がわかる不自然な影」<sup>26</sup>や「吐息が漏れるような声で、性行為を連想させるような発言をさせていること」<sup>27</sup>「キャラクターを脱がせようとする扱い」<sup>28</sup>などを批判し、「見れば見るほど男の願望を形にしたキャラクターばかり」<sup>29</sup>であるとツイートした。

一方、プロジェクトに参加している温泉地の関係者や温泉むすめのファンからはこうした批判に対抗する形で「#温泉むすめありがとう」のハッシュタグを用いた擁護のツイートもなされた<sup>30</sup>。しかし、これらの騒動後には批判された箇所のキャラクター紹介文が予告なしに修正されたことに加え、温泉むすめ公式サイト内の「サポーター企業」の記載も説明なしに削除された<sup>31</sup>。ちなみに削除される前のサポーター企業には「楽天グループ、読売新聞グループ、キヤノン、富士フイルム、近畿日本ツーリスト、大日本印刷、日本ユニシス、日本郵政、ぴあグループ、ANA 総研、三井不動産、スポーツ報知」といったいわゆる大企業が名を連ねており、いずれも男女平等を推進する企業であった。そのため、「性差別的である」との批判がなされたコンテンツとの関わりを断たざるを得なかったのではないかとの推測がなされている<sup>32</sup>。

一連の騒動は運営側の対応後も収まらず、それどころか批判された箇所の表現が修正されたことに対して、「ツイフェミ」の言いがかりによって表現の自由が弾圧されたとの批判が表現の自由を擁護するネット上の活動家たちや彼らに同調する人々の間で続出した。こうした批判は次第にエスカレートしていき、温泉むすめの表現を問題視する人々と擁護する人々との間で誹謗中傷が行われたり、騒動のきっかけとなった仁藤氏に対するいやがらせ行為<sup>33</sup>も見られた。

---

<sup>25</sup> “性差別？「温泉むすめ」キャラ設定が物議 運営がサイト修正、後援の観光庁は「対応を検討中」”. JCAST ニュース. 2021/11/17. <https://www.j-cast.com/2021/11/17425150.html?p=all>, (2022/12/07)

<sup>26</sup> 仁藤夢乃氏の 2021/11/16/13:21 のツイート  
[https://twitter.com/colabo\\_yumeno/status/1460462925202608130?s=20&t=\\_UrmVzyKgCKVfEttc6tcXg](https://twitter.com/colabo_yumeno/status/1460462925202608130?s=20&t=_UrmVzyKgCKVfEttc6tcXg) (2022/12/07)

<sup>27</sup> 仁藤夢乃氏の 2021/11/16/13:27 のツイート  
[https://twitter.com/colabo\\_yumeno/status/1460464547404214278?s=20&t=\\_UrmVzyKgCKVfEttc6tcXg](https://twitter.com/colabo_yumeno/status/1460464547404214278?s=20&t=_UrmVzyKgCKVfEttc6tcXg) (2022/12/07)

<sup>28</sup> 注 26 に同じ

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> 注 25 に同じ

<sup>31</sup> 同上

<sup>32</sup> 同上

<sup>33</sup> 身に覚えのないデリバリーやネット注文が着払いで購入されるなどの被害が十数件見られた。仁藤夢乃氏の 2021/11/17/19:51 のツイートより  
[https://twitter.com/colabo\\_yumeno/status/1460923529466028037?s=20&t=7J-kaHE5VHTWw490QBah\\_Q](https://twitter.com/colabo_yumeno/status/1460923529466028037?s=20&t=7J-kaHE5VHTWw490QBah_Q) (2022/12/10)

### 3. 2. 2 碧志摩メグ

碧志摩メグ（あおしま・めぐ）とは、2014年に株式会社マウスビーチによって誕生した海女をモチーフとした萌えキャラである。「三重県伊勢志摩の伝統産業であり、全国的に後継者不足で衰退しつつある海女業の活性化と、地元三重県をもっと盛り上げて観光客に来てもらいたい！という想いを込めて生まれたご当地萌えキャラクター」<sup>34</sup>であり、同年には三重県志摩市による観光PRキャラクターとしての公認を受けている。以前から市には同じく海女をモチーフとしたゆるキャラの「しまこさん」が存在していたが、しまこさんが万人に愛されるキャラクターである一方、碧志摩メグは主に若い層に海女文化をアピールするためのキャラクターとして、新しい視点でのPRを行うために採用された<sup>35</sup>。実際、碧志摩メグはYoutube、Twitter等のSNS上での活動やグッズ展開、クラウドファンディングによるイベント実施など若者向けの広報活動を積極的に行っている。それに加え、2016年に開催される第42回先進国首脳会議『G7伊勢志摩サミット』では、伊勢志摩の伝統である海女の伝統や文化を発信するべく、公認ご当地キャラとしてサミットを応援するツイートも投稿していた<sup>36</sup>。

碧志摩メグが炎上したきっかけは、当該キャラクターが市公認キャラクターであることに対する地元市民による反対署名活動である。署名活動を開始した志摩市在住の宇坪伊佐子氏は母と曾祖母が海女という家庭で育ち、海女という文化を非常に尊重していたため、伝統や技術、信仰を含めて県無形民俗文化財にも指定されている海女を『萌えキャラ』扱いすること、そしてその萌えキャラを市が公認していることに対して驚いたと話す<sup>37</sup>。加えて、海女姿のキャラクターデザインの「乳首までうっすら認識できる巨乳、性器方向へはだけた裾、どんなやらしいことも受け入れそうな恥ずかしそうな表情」<sup>38</sup>が女性蔑視かつ海女の伝統や文化を馬鹿にするものであることも併せて批判した。宇坪氏以外にも「実際の海女とかけ離れたあのキャラを見て良い気はしません。あり得ない格好です。『何なん、これは』と不快に感じています。バカにしています。知らない人が見て、そういう風に思われるのは嫌です」<sup>39</sup>といった声が、碧志摩メグのデザインを問題視する別の現役海女からも上がっている。8月には現役海女を含む309人分の公認撤回を求める署名が市に提出された<sup>40</sup>他、オンライン署名サイト「Change.org」にて開始された「三重県志摩市公認萌えキャラクター『碧

<sup>34</sup> 伊勢志摩海女萌えキャラクター『碧志摩メグ』公式サイト <https://www.ama-megu.com/> (2022/12/07)

<sup>35</sup> 木村正人. “「ロリコン、性差別」「海の文化バカにするな」サミット開催地・志摩で海女の萌えキャラ大炎上”. Yahoo! Japan ニュース. 2015/08/26. <https://news.yahoo.co.jp/byline/kimuramasato/20150826-00048855>, (2022/12/07)

<sup>36</sup> 碧志摩メグ公式 Twitter アカウントの 2016/05/21/21:27 のツイート <https://twitter.com/aoshimamegu/status/733997744679833601?s=20&t=xfkX4jXacflxTKRfGCqPsA> (2022/12/07)

<sup>37</sup> 注 35 に同じ

<sup>38</sup> 同上

<sup>39</sup> 同上

<sup>40</sup> 安藤健二. “碧志摩メグ、志摩市が公認撤回「あまりにも海女のイメージとかけ離れていた」”. HUFFPOST. 2015/11/05. [https://www.huffingtonpost.jp/2015/11/05/aoshima-megu-unofficial\\_n\\_8477178.html](https://www.huffingtonpost.jp/2015/11/05/aoshima-megu-unofficial_n_8477178.html), (2022/12/07)

志摩メグ』の公認撤回を求める署名活動」にも 7686 名の署名が寄せられた。こうした批判の一方で碧志摩メグのキャラクターデザインはごくまっとうであるという、デザインへの批判に対する疑問の声や、海女の大変さや魅力を伝えることのできる企画であると思うから頑張してほしいとの応援の声も見られた<sup>41</sup>。市の観光戦略室も、イラストの描写を検討するとしつつも碧志摩メグは性的な目的のために作ったキャラクターではないとして、署名を受け取った時点では公認を撤回する予定はないとしていた<sup>42</sup>。しかし、最終的にはこれらの批判や署名活動を受け、碧志摩メグの生みの親であるマウスビーチの浜口喜博氏が 2015 年 11 月 5 日にキャラクターの公認撤回を市に申し出、市はその申し出を承認した<sup>43</sup>。碧志摩メグは公認こそ取り消されたものの、現在も民間企業主体のご当地萌えキャラクターとして活発な活動を続けている。

### 3. 3 事例の分析

本項では、以上 2 つの事例について 2 章までの内容を踏まえつつ性差別の観点および表現の自由と多様性の観点から分析する。

#### 3. 3. 1 性差別の観点から

まず性差別の観点から 2 つの事例に共通して言えるのは、いずれもキャラクターの容姿およびプロフィールに対して性差別的であるという批判がなされているということである。元来萌えキャラが男性向けを意識していることもあり、各キャラクターには萌えの要素が多く盛り込まれている。たとえば温泉むすめには制服、巨乳あるいは貧乳の強調、ミニスカート等の露出度の高い衣装、メガネっ娘といった典型的な萌えの要素を持つキャラクターが多く存在する。碧志摩メグも同様に、海女をモチーフとしていることもあり体のラインがかなりくっきりと描かれ、胸の大きさや露出も目立つ。

これらの萌えの要素が性差別に繋がるかが一つ目の分析の中心となるわけであるが、ここで性差別批判は 3 種類に分けられたことを思い出す必要がある。すなわち、性別分業批判・らしさ固定批判・性的対象物批判である。萌えおこしに対しては、これらのうち性的対象物批判がなされていると考えられる。2 章で確認したように、性的対象物批判とは「女性をもっぱら男性の性的欲求の対象物として」（天野ほか 2009：106）描くことで、女性の性的側面以外のあらゆる人間的な要素及び人格が無視され、人間としての主体性が奪われてしまうことに対する批判であった。萌えおこしは、男性向けコンテンツとしての意味合いが強い萌えキャラを、本来は多様な人々の共生社会を目指すべき公共機関が用いていると

---

<sup>41</sup> “三重県志摩市の海女「萌えキャラ」は女性蔑視 「サミット」開催時に海外首脳に見せられない??”. JCAST ニュース. 2015/08/07. <https://www.j-cast.com/2015/08/07242285.html?p=all>, (2022/12/07)

<sup>42</sup> 注 35 に同じ

<https://news.yahoo.co.jp/byline/kimuramasato/20150826-00048855>, (2022/12/07)

<sup>43</sup> “色っぽ過ぎる海女キャラ「碧志摩メグ」公認を撤回…海女さん 309 人署名 作者申し出 三重県志摩市”. 産経 WEST. 2015/11/05. <https://www.sankei.com/article/20151105-R7BBAN4AUNOVDDAFASEFQ5RCEY/> (2022/12/07)

いう点で、性的対象物批判がなされてもやむを得ない側面がある。萌えとはかわいらしさを消費するものであるから、萌えキャラを作る際はどうしても女性の持つ特徴を強調し、目立たせることでコンテンツとして消費しやすくする必要がある。そのため、萌えの要素が女性の性的魅力を極端に強調した性的対象物になってしまう、すなわち性差別的になってしまう可能性は十分あり得るのである。

もっとも、萌えおこしの場合はガイドラインに示されていたイラストのように、女性が単なるアイキャッチャーとして用いられているわけではない。温泉むすめも碧志摩メグもそれぞれ誕生日、血液型、身長、趣味、特技、好きなもの、苦手なもの、性格などが細かく設定されている上、設定内にはその地域の特産品や名物が盛り込まれるなど、各地方の魅力をアピールするための非常に丁寧なキャラクター作りがなされている。そのため、「あらゆる人間的な要素及び人格が無視され、主体性が奪われてしま」っているとは言えない。

しかし、ここで注意せねばならないのは、これらの萌えキャラの設定はそのキャラクターを知らない人が一目見たですぐに分かるものではないということである。堀(2020)が日本赤十字社と『宇崎ちゃんは遊びたい!』とのコラボポスターに対して寄せた批判にもあるように、たとえ丁寧なキャラクター作りがされていようと、それが伝わらなければただ女性が萌えキャラとしてアイキャッチャーにされていると批判されても仕方のないことである<sup>44</sup>。イラストを見た人がキャラクターの設定まで詳しく調べる義務はないからだ。萌えが大衆化してきたとはいえ、普段から萌えの文化に触れておらず萌えをよく知らない市民、その中でも特に萌えキャラと同じ属性や特徴を持つ女性からすれば、萌えキャラを見た際に自分自身も性的対象物として消費されているような不快感や恐怖を抱くのは当然のことではないだろうか。しかもそれがファンの間でのみ楽しめるコンテンツとしてではなく、自治体が地域おこしのために用いているとなれば、まるで女性を性的対象物として消費することを自治体が容認しているかのようにも感じられてしまうだろう。

また、萌えキャラはあくまでイラストであって、オタクの男性は実在の女性を性的に見ているわけではないという指摘がなされることもある。しかし、ファンタジーとリアルはまったく無関係ではなく、ジェンダー不平等な社会で生きる女性にとっては、実写もイラストも性差別であるという点は同じなのである<sup>45</sup>。そのため、萌えおこしの差別性を考える際は、ターゲットの男性がそのイラストをどう見るかではなく、描写されている女性がどう感じるかが重要なのではないだろうか。この観点には、わいせつ表現の定義が男性の性欲を喚起するかどうかであり、性差別表現の定義が当事者である女性がその表現を性差別と感じるかかどうかであるという違いにも通ずるものがある。性的なキャラクターにすることや性差別表現を用いることが目的ではなくとも、結果的に当事者である女性が性差別的であると感ずるのであれば、その感情を否定するべきではないだろう。

---

<sup>44</sup> 住本麻子・カネコアキラ. “性差別表現の炎上の背景にある、ネオリベ化する公共広報 堀あきこさんインタビュー”. WEZZY. 2020/03/25. <https://wezz-y.com/archives/74898> (2022/12/07)

<sup>45</sup> 同上

### 3. 3. 2 表現の自由の観点から

次に表現の自由の観点から事例を分析する。まず、憲法が保障する表現の自由とは公権力の妨害を受けずにあらゆる表現行為を保障するものであった。当然、萌えおこしに用いられる萌えキャラも憲法によって保障されるべき表現である。しかし、1章で確認したように表現の自由は無制限に認められるものではなく、同時に公共の福祉とのバランスを考える必要があった。2つの事例には当事者が見た際に差別的であると判断される可能性のある萌え要素が含まれており、そのために権利の侵害であるという声が上がった。一方で、こうした批判には表現の自由ひいてはその表現を楽しむ権利を侵害するものであるという反論もなされていた。つまり、表現された当事者の権利と、表現の自由および表現を楽しむ権利とが衝突しているのである。

ここで、権利が衝突した際に調整を図る公共の福祉という考え方が重要となる。これらの権利の衝突を考えると、碧志摩メグの事例で自治体の公認を外れつつもキャラクターデザインは従来の形を維持したことは、双方の権利を尊重しているという点で公共の福祉の観点からは妥当な対応だったと言えるだろう。全ての萌えキャラが制限されるべきだと言うつもりは無いが、公共の福祉に反するのではないかという指摘がなされた場合は、その指摘が最終的に表現の修正に結び付くか否かは別として、一度立ち止まって表現方法を見直すべきであると考えている。もしも当事者からの批判が行われた後に何の対応もなされなければ、当事者の権利は侵害されたままとってしまうからだ。

しかし、温泉むすめの事例において、運営によって予告なく表現内容が修正されてしまったこと、そして両方の事例においてネット上でかなりの誹謗中傷が見られたことの2点は、「思想の自由市場」理論の観点から反省する必要があると考える。第1章で確認したように、「思想の自由市場」理論とは、市民間で活発で自主的な議論を経ることで誤った表現は淘汰されていきより良い表現が残るといふ、表現の自由と公共の福祉とのバランスを考える際に重要となる考え方であった。温泉むすめの事例について、表現内容が運営によって修正されたのは翌日のことであった<sup>46</sup>ため、市民間で表現に関する活発な議論が十分になされたとは考え難い。なぜ表現を修正したのか、そもそもどういう意図でその表現を取り入れていたのかといったことに関する説明もなく、「批判されたから修正した」ととらえられてもおかしくない対応である。このような対応は、思想の自由市場の機能不全に繋がる上、自治体広報は少しでも批判されたら問答無用で表現が修正されてしまうという認識を生みかねず、表現の幅が萎縮してしまう恐れがある。

次に、両方の事例で見られた誹謗中傷に関しては曾我部(2022)が指摘する通り、選択的接触が強まった結果生じた集団極化現象により、自分と異なる意見を持つ人々との建設的な対話が難しくなっていることを如実に表している(曾我部 2022:41)。元々萌え絵をめぐっては本論文で取り上げた事例の他にも SNS 上でたびたび対立が起こっており、そのたびに「オタク VS フェミニスト」という大雑把な対立図式ができあがってしまっていた。対立の積み重ねの末にそれぞれの界限で相手に対する不信感や怒りが募り、オタクにとってフェミニストの萌え絵に対する批判は、いつも「キャラクターや作品の世界観を破壊す

---

<sup>46</sup> 注 26 に同じ

る表現規制」<sup>47</sup>に映って見え、萌えおこしに「ケチをつけられる」ことは「公の場に出ている萌えキャラを見ることで、『自分たちの好きなものが公に認めてもらえた』と感じるオタクにとっても、許せないものにな」<sup>48</sup>ったのである。フェミニストを名乗る人々や萌え絵を批判する人々の間でも、萌え絵を楽しむオタクの存在自体を否定するようなツイート内容が散見され、火に油を注ぐ形となってしまった。このような状況では、自分と異なる意見を持つ人々に対する批判がエスカレートして誹謗中傷となってしまいうため、双方が歩み寄った上でよりよい表現を模索するための建設的な議論をすることは非常に困難であろう。

### 3. 3. 3 表現の多様性の観点から

最後に表現の多様性の観点から事例を分析する。本論文では既に何度か表現の多様性について触れているが、ここで改めて整理すると、表現の多様性には「表現する側・される側の多様性」と「表現方法の多様性」の2種類があると考えられる。前者は、表現する側に多様な視点を取り入れ、社会の多様性を表現内容にも反映することを指す。後者は既存の表現方法を再検討することでまだ見ぬ新たな表現方法を模索することを指し、「表現の可能性」と言い換えることもできる。

まず表現する側・される側の多様性の観点から事例について考えると、萌えキャラの特性上やむを得ない部分もあるとはいえ、地域おこしを意図しているにもかかわらず萌えの対象がほとんど女性に設定されている点、それに伴って女性と男性がそれぞれ見られる側と見る側に分けられている点に疑問を覚える。既に述べたようにこうした表現には女性に対する性差別的な表現が含まれており、女性をアイキャッチャーとして取り扱う表現やステレオタイプな男女観を温存するものでもある。多様な人々が見る可能性のある表現である割には、多様性を欠いた表現となってしまっているのだ。加えて、温泉むすめと碧志摩メグの表現に対する批判の声が女性や海女といった当事者から上がっていることを考えると、表現する側には表現された側の当事者がこの表現を目にしたらどう思うのかという視点が欠けてしまっていると言える。

これらをまとめると、2つの事例とも表現する側に多様な視点が欠けていたために、多様性を欠いた表現を生んでしまったと考えられる。1章の「思想の自由市場」理論に対する批判を取り上げた際に述べたように、かつては問題とされていなかった表現であっても、社会が変化するにつれて問題視されるようになる表現は存在する。現代は「ジェンダーやセクシュアリティの多様性や、社会にはさまざまな人がいることに目を向けなければいけない時代になってい」<sup>49</sup>るため、こうした時代の変化に合わせ、多様性に配慮した表現を模索する必要があるのではないだろうか。

次に表現方法の多様性の観点から事例について考える。温泉むすめと碧志摩メグは両者とも若者受け特にオタク受けを意識したキャラクターデザインがなされていた。地域おこしのためには若者の力が必要であることや話題性を考慮すれば、萌えおこしは画期的なア

---

<sup>47</sup> 坂爪真吾. “「萌えキャラが公の場に出る時は“一枚羽織る”べき」波紋を呼んだフェミニストの提案”. 文春オンライン. 2020/12/17. <https://bunshun.jp/articles/-/42196>, (2022/12/07)

<sup>48</sup> 同上

<sup>49</sup> 注 44 に同じ

アイデアだったと言える。しかし、若者受けを狙う時はとりあえずサブカルチャー、オタク受けを狙いたい時はとりあえず露出度の高い萌えキャラ、といった良く言えば先例に倣った、悪く言えば思い込みに基づくキャラクターデザインをすることがかえって表現技法や表現の可能性の幅を狭めることになってはいないだろうか。ゆるキャラや萌えキャラの後を継ぐ新しい地域おこしのアイデアが生み出されうるかもしれない可能性が、こうした思い込みによって失われてはいないだろうか。多様な表現が存在していることで、淘汰される表現がある一方で今までに無かった新しい表現が生まれる。そして時が経てばさらに新しい表現が生まれることを繰り返すことで、よりよい表現が生まれる。このサイクルが失われ、一度覇権を取った表現のみが王道として扱われ、その他の表現の可能性を検討しない思考停止の状態に陥ってしまえば、表現は廃れていく一方である。ゲーム・エンターテイメントサイト「IGN JAPAN」の副編集長今井晋は、日本のゲームにはジェンダーで分けられた会話やプロットが多く、キャラクター設定もあまりに古い規範に縛られていることを批判し、多様性を志向するという事は表現の幅を広げることであると主張する<sup>50</sup>。萌えおこしについても同様に、従来のキャラクター作りを一度見直し、別の表現方法を検討することで多様性を確保することが出来るのではないだろうか。

また、萌えおこしよりも歴史の古いゆるキャラブームが、熊本県の「くまモン」や愛媛県今治市の「いまばり バリィさん」など数々の人気コンテンツを生み出した後次第に勢いを失っていったように、コンテンツの消費スピードが非常に速い現代社会においては萌えおこしにもいずれピークを過ぎる時が必ずやってくる。萌えが大衆化した昨今、萌えおこしが始まった当初と比べれば既に目新しさは失われているだろうし、萌えおこしの市場も飽和しつつあるだろう。井手口（2009）も萌えおこしについて「今後一層深刻化すると予測される問題として、社会全体の萌えに対する『慣れ』を挙げ」（井手口 2009:68）、「従来萌えというキーワードとは全く無縁であった地方行政団体や市民団体が、そのイメージを覆して萌える対象を採用するようになった」（井手口 2009:68）ことによる意外性は、こうした団体にとって萌えの活用が当たり前になればなるほどインパクトは薄れていくだろうと指摘している。となると今後の地域おこしの効果を考えても、自治体はここで新たな表現を模索すべきなのではないだろうか。参考として、温泉むすめはキャラクターデザインに修正が加えられたものの、今でもコラボグッズが販売されたり各地でキャンペーンが開催されたりしているなど人気を保っている<sup>51</sup>。つまり、極端な萌え要素が無くとも、萌えおこしは成功しているということである。この事例をふまえれば、今後ゆるキャラと萌えキャラのそれぞれの良さを取り入れた新たなコンテンツ、あるいはその 2 つとも全く異なる形のコンテンツの実現可能性は十分あると思われる。

---

<sup>50</sup> “多様性の志向は表現の幅を広げる。日本のゲーム業界が縛られている古い規範/今井晋さんインタビュー【後編】”. WEZZY. 2019/03/03. <https://wezz-y.com/archives/63890>, (2022/12/12)

<sup>51</sup> 温泉むすめ公式サイト NEWS. <https://onsen-musume.jp/news/28330> (2022/12/07)

## 4. 表現の自由と多様性の実現に向けて

### 4. 1 「萌えおこし」に必要な変革

3章までの内容をふまえると、自治体による萌えおこしには性差別の観点および表現の自由と多様性の観点から改善の余地があると考えられる。そこで、それぞれの観点に対応する変革を3点提言する。

#### 4. 1. 1 表現のガイドラインの作成とそれに沿った表現内容の工夫

近年は全国各地で萌えおこしの実践が増加し、それに伴いネット上で萌えおこしをめぐる炎上が発生することも少なくない。また、その炎上の大半は性差別の観点から寄せられた批判が火種となっている。そのため、ここで一度萌えおこしに特化した表現のガイドラインを作成することを提案する。ガイドラインの作成には、2章で取り上げた表現ガイドラインのような男女共同参画の視点が盛り込まれた行政のガイドラインを参考にすることができるだろう。加えて、萌えおこし特有の注意点として、萌え要素の中には性差別的な要素が含まれるものもあることを明記し、実際に性差別の観点からどういった萌え要素にどのような批判が寄せられたのかを例示したり、性差別的な萌え要素が無くとも萌えおこしに貢献できるような萌えキャラを作るとは可能であることを、具体的なイラストを用いて示すことが効果的だろう。ただし、ガイドラインはあくまで自治体が萌えおこしに使用するのに望ましい表現の一例を示す役割に留まるべきで、絶対的な基準となってはならない。ガイドラインの存在が表現の自由の優越的権利を無視した表現規制になりかねず、表現の自由や可能性を狭める恐れがあるからだ。また、ガイドラインが絶対的ではないからこそ、ガイドラインに沿った萌えおこしを実践すれば絶対に炎上しないというわけではないため、萌えおこしの萌えキャラが批判された際には、次項で述べる建設的な対話が重要となることも併せて留意する必要がある。

#### 4. 1. 2 建設的な対話

誰も傷つけることのない表現を生み出すことは不可能であるため、必然的に批判されない表現を生み出すこともまた不可能である。そのため、萌えおこしに使用されるキャラクターに対して批判が寄せられた場合は、表現の自由と公共の福祉、そしてこれら2つの衝突を調整する「思想の自由市場」理論の観点から、よりよい表現を生み出すための建設的な対話が重要となる。具体的には(1)萌えおこしのどの部分の表現にどのような批判が寄せられているのか、(2)批判を受け止めた上で表現を修正する余地はあるか、(3)表現を修正する場合はどのような表現であればよいのか、(4)表現を修正することで侵害される権利は何かの4点を念頭に置くことで、冷静な議論が可能となるのではないだろうか。また、批判が寄せられた際に単に問題となった表現を削除するのではなく、議論の余地を残しておくために「どうしてその表現を取り入れたのか」というキャラクターを作る上でのプロセスを明確にすることも求められる。さらに、萌えおこしが批判された後だけでなく、自治体が萌えおこしの開催前に様々な人々の意見を取り入れる場を設けることもよい。特に地域の伝統や

文化をコンテンツ化する際には、当事者にしか分からないこだわりや尊厳を傷つけることのないよう、事前に当事者に意見を聞くことが重要となるだろう。

もっとも、萌えおこしの炎上がたびたび発生する Twitter はユーザーがそれぞれ自分の思ったことを気軽に呟くことが出来るツールであり、そもそも議論の場ではない。加えて Twitter の機能として自分と似たような意見のツイートやユーザーがおすすめされやすく、一度炎上すると集団極化現象により歯止めが利かなくなってしまう。そのため、萌えおこしに関する議論はできれば Twitter や SNS 上を避け、自治体主導で議論の場をリアルに設けることが望ましい。とはいえ手間や時間の問題を考えるとそれが難しい場合もあるだろう。その場合でも、zoom などのオンライン会議ツールを用いてできるだけ議論の相手の存在を感じられるような場をインターネット上に設けたり、数人が対面で議論をしている場を配信し、匿名コメントを募集したりするなどの工夫は可能である。

実際、2020 年には表現の自由を重んじる側のネット論客とフェミニスト双方の代表による萌えおこしに関するオンライン上での対談が実現しており、加えてその対談を数百のユーザーが匿名状態で視聴し、さらに双方向でのコメントのやり取りも行われていた<sup>52</sup>。対談の中で、萌えキャラに関する炎上が SNS 上でたびたび発生していることについて、フェミニストの高橋幸氏は「両者が話し合いのできる回路を開いておく必要がある」と指摘し、ネット論客の青識亜論（せいしき・あろん）氏も「共生のルールは、対話で作るのが最善」と述べており<sup>53</sup>、両者とも意見が対立した場合の対話の重要性を強調している。もちろん、この対談によってフェミニストとオタク間の積年の対立が解消されたというわけでは全くなく、まして表現の自由をめぐる両者が納得できるような明確な基準や明快な答えが出たわけでもない<sup>54</sup>。しかし、普段はネット上で誹謗中傷をしていた相手が、顔を合わせて対話をすることの出来る生身の人間であることを認識できたことは、今後更なる建設的な対話をする上で大きな進展であったと言えるだろう。

#### 4. 1. 3 多様性の確保

萌えおこしは作り手側に表現の多様性の観点が出ていたために、萌えキャラとして萌えの対象に設定されるのが女性に偏ったり、萌えおこしのためにコンテンツ化された地域の伝統に携わる当事者から批判が生まれたりした。また、若者受けや男性受けを狙うあまり「とりあえず萌えキャラを作る」といったような表現の画一化が発生し、新たな表現の可能性の幅を狭めてしまう恐れもあった。今後も自治体が萌えおこしによる地域活性化を成功させるためには、地域社会に暮らす人々やその地域を訪れる人々の多様性を想定したコンテンツ作りが求められるだろう。そして、そのためにはまず作り手側が多様な価値観を持つことが求められる。性別や年齢などの分かりやすい要素でコンテンツ作りに携わる人の中に多様性を取り込むことである程度の多様性は確保できるだろうし、第 1 項の表現のガイドラインを用いることや第 2 項で述べたように外部から招いた多様な人々と対話することによっても価値観が広がるだろう。また、萌えおこしというより地域おこしそのものに多

---

<sup>52</sup> 注 47 に同じ

<sup>53</sup> 同上

<sup>54</sup> 同上

様性を求めるという話にはなるが、そもそもターゲット層が男性に焦点化されている点についても、より多様な人々をターゲット層に含めたり、男性以外をターゲットにしたコンテンツを追加したりすることを検討してもよいのではないだろうか。ターゲット層が多様になることで表現の幅が広がる可能性がある上、新たな市場開拓に繋がることでさらなる地域おこしが可能になるかもしれない。

#### 4. 2 表現の自由と多様性の実現に向けて

最後に、萌えおこしに限らない表現の自由と多様性の重要性と実現に向けた提言を行う。まずその前提として、表現に自由だけではなく多様性が必要なのはなぜであろうか。それは、社会が多様であるからだ。表現が人々に与える影響は非常に大きい。だからこそ戦時中には厳しい言論統制が敷かれていたのであり、私たちは表現に触れることで心を動かされるのである。もしその表現が多様性を欠いていたとしたら、私たちは今まで不可視化されてきた人々の存在に気づく機会をその表現の分だけ失い、社会の多様性を意識せぬまま暮らしていくことになるだろう。

加えて、不可視化されてきた人々が表現に対して批判の声を上げられるようになったとしても、その声を表現の自由の侵害であるとして押しつぶしてしまえば、同様に多様性を意識する機会は失われてしまう。多様な表現の可能性に気づけなければ、私たちはいつまでも既存の表現にとわれ、不自由なままなのではないだろうか。現状、表現の自由と表現の多様性の欠如は表裏一体のように存在してしまっているが、本来は表現の多様性があるからこそ表現の幅が広がり、より自由な表現が可能になるのだと考える。しかし、近年しきりに多様性が叫ばれるようになったことをわずらわしく思う人は少なくないだろう。自由は個人で完結する一方、多様性は自分だけではなく時には目に見えない他者にまで配慮せねばならない。つまり、多様性は面倒なのだ。自分の思うまま自由に表現することは楽しくても、誰かのことを考えて表現をすることは面倒であるし、その面倒さは今まで許されていた表現が許されなくなる不自由さにも繋がる。

しかし、多様な人々が生きる社会で共生するということは、本質的にこういった面倒さや不自由さを伴うことなのではないだろうか。社会の中で誰とも関わらずに生きることは不可能である。だからこそ自分と異なる価値観や属性を持つ人々との相互理解のために、互いに歩み寄る努力が求められるのだ。表現の多様性の実現には、これまでこうした面倒さや不自由さを感じないまま「自由に」表現できていたことの特権性を自覚し、社会の多様性に目を向ける努力をする必要がある。この面倒さを乗り越えた先に、真の表現の自由と多様性は存在している。

## おわりに

本論文では性差別の観点および表現の自由と多様性の観点から萌えおこしの炎上事例を分析することで、今後の萌えおこしと表現の在り方を検討した。その結果、萌えおこしにつ

いてはガイドラインの作成、建設的な対話、多様性の確保が求められるという結論に至り、表現の在り方については多様な社会で人々が互いに歩み寄る努力をすることで、表現の自由と多様性が実現するという提言を行った。

ただし、本論文では主に地方自治体という公共機関が用いる表現について焦点を当てた議論をしており、漫画やゲーム内の表現といった公共性の低い表現については取り扱っていない。近年はこうした表現においても「ポリコレ（ポリティカル・コレクトネス）」をめぐる議論が活発になされているため、今後は萌えおこしに限らずより広い表現についても表現の自由と多様性の観点から考察を深める必要がある。これを残された課題としたい。

最後に、今回の研究を通して表現の多様性の重要性に気づけたことは今後私自身が表現行為をする上でも必ず役に立つだろう。多様な社会そして表現の可能性に目を向けつつ、これからも自由に表現していきたい。

## 参考・引用文献

天野正子、伊藤公雄、伊藤るり、井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編集委員；斎藤美奈子編集協力；井上輝子解説，2009，『新編 日本のフェミニズム7 表現のメディア』岩波書店

井手口彰典，2009，「萌える地域振興の行方—『萌えおこし』の可能性とその課題について—」『地域総合研究』37. 57-69. <https://core.ac.uk/download/pdf/235936566.pdf>

井上幸希，2022，「わいせつ表現規制に関する一考察」『人間福祉研究』20. 7-14.

<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/h-bunkyo/metadata/12769>

植村泰三，2011，「『表現の自由』に関する一研究」『目白大学人文学研究第』7. 87-95.

[https://mejiro.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1013&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://mejiro.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1013&item_no=1&page_id=13&block_id=21)

志田陽子，2018，『「表現の自由」の明日へ—一人ひとりのために、共存社会のために』大月書店

白田秀彰，2017，『性表現規制の文化史』亜紀書房

曾我部真裕，2022，「『思想の自由市場』論の前提変容：マスメディアの役割再強化を」『Journalism』380. 38-43.

<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/267215>

高野敏樹，1995，「表現の自由の『優越的地位』と違憲審査基準—表現の自由の規制の合憲性」『調布学園女子短期大学紀要』27. 149-170.

[https://dcu.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=315&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=17](https://dcu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=315&item_no=1&page_id=13&block_id=17)

ナイジェル・ウォーバートン著・森村進、森村たまき訳，2015，『「表現の自由」入門』岩波書店

松井直之，2014「東京都青少年健全育成条例による不健全図書の規制—『青少年の性に関する人格形成への悪影響の排除』をめぐって—」『立教法務研究』7. 297-319.

[https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=9189&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=49](https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=9189&item_no=1&page_id=13&block_id=49)

山口いつ子, 1993, 「『思想の自由市場』理論の再構築—『言論の害悪』及び『言論と行為の区別』を分析視座として—」『マス・コミュニケーション研究』43. 146-159

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/mscom/43/0/43\\_KJ00003762147/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/mscom/43/0/43_KJ00003762147/_article/-char/ja/)

湯浅俊彦・武田春子編著, 1997, 『多文化社会と表現の自由 すすむガイドライン作り』明石書店

